



を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成25年9月27日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 110番通報支援カメラは事件・事故が多発する国道等に整備し、一定期間の撮影と保存を繰り返し、110番通報を契機として、事件・事故発生前後の映像を通信指令室等へ伝送し確認することで、事件・事故の発生、事件・事故に関する犯人の特徴や車両の特徴等を捉え、現場に臨場する警察官、検索中の警察官へ手配するシステムである。
- (2) 遠隔監視システムは、重要事件、事故が発生した場合において、分析結果等から継続的な視察や警戒が必要な場所にネットワークカメラを設置し、情報ハイウェイ等を活用して、関係所属に映像等を配信することにより、犯人の早期検挙、捜査資料の確保を図るシステムである。
- (3) 本件監視カメラは、車両を特定するために設置しているものであり、重

大事故や重大事件が発生したときに活用されるシステムだと審査請求人は認識しているが、そのシステムが平成〇〇年〇〇月〇〇日の事故捜査に活用されていないということであれば、何のために設置しているものなのか疑問である。

また、諮問庁は、本件監視カメラについて、犯人や車両の特徴を確認し手配する映像装置ではなく、映像を記録している装置でもないので非公開決定としていると説明しているが、本件監視カメラは間違いなく警察で設置しているものであり、この機器が映像を記録していない、又は映像を記録してその映像を解析して車両を特定するものではないということは、とても不自然な説明であり、到底理解できるものではない。

#### 第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由を次のように説明している。

本件監視カメラは、犯人や車両の特徴を確認し手配する映像装置ではなく、映像を記録している装置でもないため、映像は存在しない。

本件監視カメラは、移動する車両の交通流を確認し、車両を識別する装置ではあるが、撮影した映像は記録されずに間もなく破棄されるものとなっている。このことは、本件監視カメラを設置する際に仕様書を作成し、設置工事の入札対象業者に示した際に映像の保存に係る質問が出されたことに対して、その機能は必要がない旨の回答をしていることから明らかである。

#### 第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年10月 9日 諮問の受付
- (2) 同 年11月13日 諮問庁から非公開理由説明書を收受

- (3) 同 年 1 2 月 5 日 審査請求人から意見書を收受
- (4) 平成 2 6 年 3 月 1 7 日 審議
- (5) 同 年 8 月 6 日 審査請求人及び諮問庁が意見陳述
- (6) 同 年 1 1 月 1 0 日 審議
- (7) 同 年 1 2 月 1 0 日 審議

## 第 6 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件監視カメラの特定の日時の撮影映像であり、実施機関は当該行政文書を保有していないとして非公開としている。

### 2 本件対象文書の存否について

本件対象文書の存否について検討すると、当審査会に提示された本件監視カメラを設置する際の仕様書の内容等からすれば、本件監視カメラは、車両を識別することはできるものの、犯人や車両の特徴を確認して手配する装置ではなく、撮影した映像を記録しておくものではないと認められる。したがって、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不合理、不自然な点は認められない。

## 第 7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学教育文化学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士